

入札説明書

令和7年札幌市告示第3635号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和7年8月29日（金曜日）
- 2 契約担当部局 〒002-8012 札幌市北区太平12条2丁目1番7号
札幌市北区土木部維持管理課事務係 電話（011）771-4211

3 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
北区街路灯修繕業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書・設計書のとおり
- (3) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度札幌市入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「土木BまたはC」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 土木BまたはCの工事について、元請としての施工実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。

ア 質問方法 添付様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。

なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認をすること。

イ 質問先 上記2に同じ

ウ 質問期限 令和7年9月5日（金）17時00分まで

(2) 回答について

回答文については、上記2の場所及び北区ホームページ上で随時公開する。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、札幌市指名競争入札参加者心得の交付場所
上記2に同じ。

なお、上記2の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 入札の日時及び場所

日時：令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 10 時 30 分

場所：札幌市北区土木センター B 会議室（札幌市北区太平 1 2 条 2 丁目 1—7）。

(3) 開札 入札の終了後直ちに、入札の場所において開札する。

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において直接入札箱へ投函（紙入札方式）するか、持参（下記ア）又は送付（下記イ）により提出すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 10 時 30 分開札「北区街路灯修繕業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記 2 あてに令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時 00 分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 10 時 30 分開札「北区街路灯修繕業務」の入札書在中』を記載し、上記 2 あてに令和 7 年 9 月 18 日（水）（必着）までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(1) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当した場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 4 に掲げる入札参加資格を有

することを証する書類)を「一般競争入札参加資格確認申請書」により提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札者候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、「消費税及び地方消費税免税事業者申出書」(添付様式)を提出することとする。

(9) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約条項

添付様式「契約書(案)」のとおり

8 入札参加資格の審査に係る書類の提出について

上記7(6)イによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

(1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

添付様式により作成すること。

(2) 添付様式

以下の書類(任意様式)を添付書類として提出すること。

ア 事業協同組合等にあつては、組合員名簿

イ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し

(3) その他

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- (4) 契約書（案）
- (5) 札幌市競争入札参加者心得
- (6) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について